

# 外国人技能実習生事業運用規定

本分は、外国人技能実習生事業規則に準拠した運用上の細則を規定として定めたものである。

## 第1条 技能実習の支援

組合員は、技能実習生名簿に記載された技能実習生と雇用契約を締結し、技能等の習得をさせるものとし、当組合は組合員の行う技能実習の適正化のための支援を行うものとする。

## 第2条 技能実習計画の認定申請

組合員は外国人技能実習機構へ技能実習計画認定申請を行い、受け入れる技能実習生個々の認定を受けるものとする。認定された「技能実習計画書」を遵守して当該技能実習を実施しなければならない。

## 第3条 技能実習計画の変更・中止

原則として技能実習計画の変更、または技能実習期間途中で技能実習事業を中止することは認めないものとする。やむを得ない事情により技能実習計画を変更する場合は、当組合・組合員相互間で変更内容とその理由及び事後の処理について協議し、双方合意の上変更することとする。また、速やかに外国人技能実習機構及び入国管理局へ必要な手続き及び変更の届出を行うものとする。

## 第4条 技能実習施設及び宿泊施設の確保

組合員は技能実習期間中、技能実習に係わる技能実習施設及び宿泊施設を確保しなければならない。この場合当該技能実習施設及び宿泊施設が、労働安全衛生法上執ような措置が講じられているほか、適正に管理されたものでなければならない。具体的には外国人技能実習機構が定めた基準を下回らないものとする。

## 第5条 労働関係法規の遵守

組合員は技能実習が雇用関係に基づいた制度であることを理解し、社会保険・労働保険・雇用保険の加入を行うとともに、労働関係法規を遵守し、技能実習生に対して、適正な労働条件の確保を行わなければならない。

## 第6条 安全衛生への配慮

組合員は技能実習期間中における技能実習生の安全衛生について、関係法令等の規定に定められた措置を講ずることとし、その内容は組合員に所属する一般日本人従業員に対する保護措置と同様としなければならない。

## 第7条 技能実習指導員・生活指導員の配置

組合員は技能実習期間中、技能実習生が習得しようとする技能または知識について5年以上の経験を有する常勤の「技能実習指導員」を比喩用数だけ配置するとともに、技能実習生の生活面での相談・指導に当たる「生活指導員」を1名以上配置し

なければならない。この場合これらの指導員は過去 5 年間に外国人の技能実習にかかわる不正を行ったことが無いものでなければならない。

#### 第8条 生活指導・管理への協力

当組合は技能実習生からの相談に 24 時間対応できる相談員を配置し、技能実習生の生活指導・管理を、組合員と協力して行うものとする。

#### 第9条 外国人技能自修機構及び入国管理局からの指導の徹底

当組合は、外国人技能実習生機構及び入国管理局から指導を受けた場合は、その内容を組合員に伝え、適切、かつ確実に実施できるよう協力するものとする。

#### 第10条 不適切な管理の禁止

組合員は、技能実習生を不適切な方法で管理してはならない。

#### 第11条 検定・資格試験の積極的受験

組合員は、技能実習生が生産現場での労働を通じて、より実践的な技術等を習得することを目的としていることから、技能実習生に検定・資格試験を積極的に受験させるものとする。

#### 第12条 費用負担

組合員は当該事業に係る外国人技能実習生受入事業に係わる費用負担及び技能実習生の処遇に関する取り決め記載の諸費用を負担する。

#### 第13条 技能実習生の事故・病気

- 1, 組合員は技能実習期間中に技能実習生に係わる事故・病気・犯罪等が発生した場合、直ちに当組合に対しその事実を報告するとともに、当組合の指示を受けて処置しなければならない。また、組合員は速やかに当組合に報告書を提出しなければならない。
- 2, 労働災害事故、通勤災害事故を除き、技能実習生に係わる事故・病気の治療費は、原則として技能実習生負担とする。
- 3, 緊急の場合や、金額により技能実習生負担とすることが難しいと判断される場合は、原則として治療費、診療費は当組合の一時立替とし、後日、当組合・組合員と協議の上、当組合・組合員の負担額を決定するものとする。
- 4, 技能実習生総合保険に加入している場合には、当組合は組合委の報告に基づき、速やかに、技能実習生総合保険の保険請求手続き（保険金支払い事前調査依頼を含む）を行うものとする。

#### 第14条 技能実習生の一時帰国

技能実習生の技能実習期間中の一時帰国は原則として認めないものとする。但し、技能実習 2 号（技能実習 2 年目以降）となった日以降、当組合・組合員双方が相当と認め、送出し機関が承諾した場合は、技能実習生の負担において、おおむね 10 日以内での一時帰国を認めるものとする。また、やむを得ない事情や母国の家族等に緊急的事案が発生した場合はこの限りではない。

#### 第15条 現地調査等

当組合は技能実習の実施状況を把握するため、原則として月1回、状況により複数回必要事項について報告を求める他、組合員の技能実習実施場所において自ら調査を行うことができる。また組合員は、当組合または外国人技能実習機構及び入国管理局が実施する技能実習生の技能実習実施状況、在留状況調査に際し出来る限り協力しなければならない。

#### 第16条 技能実習の中止・契約解除

当組合は、組合員が倒産、業績不振、技能実習指導者の不足など、外国人技能実習事業の継続が不可能もしくは不適切と判断した場合、組合員に対しその理由を通知し、本契約を解除することができる。この場合、契約解除後の処置について、組合員は当組合の指示に従わなければならない。

組合員は、技能実習の遂行が不可能な事態が生じた場合には、速やかに当組合に対し技能実習続行不可能の理由を文書にて通知しなければならない。但し本契約を解除するか否かについては、当組合と協議のうえ決定することとする。

また当組合は、当組合が外国人技能実習機構からの外国人技能実習受入事業の停止処分を受けるなど、外国人技能実習受入事業の継続が不可能となった場合には、組合員に対し、その理由を通知しなければならない。在籍する技能実習生の対応については、当組合は組合員と協議の上、決定するものとする。

#### 第17条 技能実習生の帰国

技能実習生が次の状況の場合、送出し機関、当組合、組合員ともに合意の上で、技能実習を中止させ、本人を帰国させる。尚、技能実習を中止させた日から帰国するまでの滞在費用は、技能実習生本人が負担し、帰国費用は、送出し機関が負担する

- 1,組合員の提供した実施計画に基づいて行動しないもの。

- 2,日本の法律に違反したもの。

- 3,送出し機関、当組合、組合員の協議のうえ、技術的に不適格と判断されたもの。

#### 第18条 変更事項の報告

組合員は、技能実習場所、雇用条件、技能実習指導員、生活指導員など変更事発生の場合は、文書にて当組合まで報告しなければならない。

#### 第19条 契約の有効期間

本契約の有効期間は技能実習開始時から技能実習修了日までとする。

#### 第20条 本契約に定めない事項については、理事会で協議のうえ決定することとする。

令和 8 年 7 月 1 日

首都圏国際交流協同組合

代表理事 橋本 直